

加飾技術研究会 定款

2008年10月1日

最終改訂 2022年3月31日(理事会承認)

総則

第1条(名称)

本会は、加飾技術研究会と称する。

第2条(所在地)

本会を次の所在地に置く。

東京都港区西新橋二丁目8番1号 株式会社GGK内

目的及び事業

第3条(設立の趣旨と目的)

プラスチックの加飾技術は、今や各種プラスチック製品にかかる技術の重要な一分野となっている。しかし、その裾野は広範で、互いに異業種であるような存在に陥りがちになっている。そのため、プラスチック加飾に携わる企業、団体、個人等を総合的に結び付ける場がなかった。

本会は、プラスチック等を主な対象とした加飾技術の調査、研究、開発、情報の提供、講演、技術支援等を行い、これらの実施を通じてプラスチック等の加飾に携わる企業、団体、個人等を普遍的、有機的に結び付ける場を提供し、本分野の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 講演会、研究会、発表会等の開催
- (2) 加飾技術の調査、情報の提供、技術支援等
- (3) 会誌等の発行
- (4) 加飾技術の調査・研究・開発に対する支援
- (5) 会員相互の連絡と連携、および懇親の深化
- (6) その他、前条を達成するために必要な事業

会員と資格

第5条(会員)

本会には次の種別の会員で構成されるものとする。

- (1) 個人正会員 (本研究会の趣旨に賛同し目的を共有する研究者・事業者・コンサルタント・プラスチック等の加飾業務経験を有するもの等の個人、入会金10,000円・会費10,000円)
- (2) 法人正会員 (本研究会の趣旨に賛同し目的を共有する企業等の法人・各種団体・各種組合等、入会金30,000円・会費20,000円)
- (3) 学生会員 (本研究会の趣旨に賛同し目的を共有する大学生・専門学校生等、入会金無し・会費1,000円)
- (4) 法人賛助会員 (本研究会の趣旨に賛同する企業等の法人・各種団体・各種組合等、入会金無し・会費20,000円)

第6条(入会)

会員になろうとするものは、本会事務局に所定の情報を

記載した入会届を提出、受理の確認の後、所定の費用(入会金、初年度会費)を納入する。入会は、理事会の承認をもって成立し、入会を申し込んだ者は会員となる。

第7条(個人正会員の権利)

正会員は以下の権利を有する。

- (1) 本会総会における議決権
- (2) 会誌の配布を受ける
- (3) 本会主催の研究会等に参加できる
- (4) 本会にて実施した研究開発調査等の成果を共有することができる
- (5) 本会に関する事項について理事会に対し意見を述べることができる
- (6) その他理事会で決議した事項

第8条(法人正会員の権利)

正会員は以下の権利を有する。

- (1) 本会総会における議決権
- (2) 会誌の配布を受ける
- (3) 本会主催の研究会等に参加できる(最大3名)
- (4) 本会にて実施した研究開発調査等の成果を共有することができる
- (5) 本会に関する事項について理事会に対し意見を述べることができる
- (6) その他理事会で決議した事項

第9条(学生会員の権利)

学生会員は、以下の権利を有する。

- (1) 会誌の配布を受ける
- (2) 本会主催の研究会等に参加できる
- (3) その他理事会で決議した事項

第10条(賛助会員の権利)

賛助会員は、以下の権利を有する。

- (1) 会誌の配布を受ける
- (2) 本会主催の研究会等に参加できる(最大3名)
- (3) その他理事会で決議した事項

第11条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を失う。

- (1) 退会した場合
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である法人または団体等が解散したとき
- (4) 除名

第12条(退会)

会員で退会しようとする者は、会費を完納した後、退会届を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

第13条(除名)

会員が以下のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て除名となる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行

為があったとき

- (2) 本会の会員としてふさわしくないと判断されたとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

役員及び職員等

第14条(役員とその種別)

本会には以下の役員等をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長(2名以下)
- (3) 理事(3名以上9名以下)
- (4) 会計監査
- (5) 顧問

上記役員の任期は2年とする。また、再任は妨げない。

第15条(理事および代表理事)

本会理事は、本会会員から選任される理事と、理事の互選により選任される代表理事により構成されるものとする。

第16条(事務局)

本会の事務処理および経理処理を行うため事務局をおく。事務局の職員等は役員会が任免する。また、職員は有給とすることができる。

事務局は、本会の活動にかかる経費収支を速やかに理事会に報告するものとする。また、各年度終了後、速やかに会計監査を受け、総会で会計報告を行う。

会議

第17条(役員会)

役員会は、会長、副会長、理事、事務局、顧問により構成され、役員半数以上の出席により成立し、出席役員の過半数をもって決するものとする。

第18条(役員会の開催)

会長もしくは代表理事の要請により必要に応じて開催されるものとする。

2 会長、副会長もしくは理事の2人以上の要請により必要に応じて開催されるものとする。

第19条(役員会の決議)

役員会は以下の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定。
2. 役員職務執行の監督。
3. 会長、副会長、代表理事の選定及び解任。
4. 本会にかかる案件を討議し、議決を行う。

第20条(総会の決議)

通常総会は事業年度の終了後3ヶ月以内に開催され、該当年度の事業内容、決算、次年度予算、次年度事業計画等、および役員会にて必要と認めた事項について議決を行う。

第21条(総会の開催)

総会は会長、代表理事もしくは理事の2人以上の要請により開催されるものとし、必要に応じ臨時に開催することができる。

第22条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第23条(決済金融機関および口座)

本会の決済口座は以下のゆうちょ銀行口座とする。

ゆうちょ銀行

総合口座, 10320-49407171

口座名義 加飾技術研究会(カシヨクギジュツケンキュウカイ)

【以下は、他金融機関からの振込情報】

店名〇三八(ゼロサンハチ)店番038(普)4940717

その他

第24条(定款の改定)

本会の定款は、役員会の4分の3を超える賛成により承認され、総会の過半の議決を要する。

第25条(守秘義務)

本会の活動において営業、技術、管理等に関する秘密を保有者から示されたその役員又は従業者は、それらの秘密を第三者に対して開示してはならない。なお、本会の任を辞してから3年にわたり守秘義務を負うものとする。

第26条(その他)

本定款に定めなきことは、会員相互の信頼に基づき社会的規範、信義、道徳、モラルなどに鑑み、相互に解決するものとする。

第27条(設立日と施行日)

本会は、2008年9月1日に設立された。本定款は2008年10月1日から施行する。

以上

改訂2011年2月15日 金融機関口座情報を追記。

改訂2011年8月15日 事務所所在地を修正。

改訂2016年4月19日 目的等をアップデートし、顧問会員、学生会員を設けた。

改定2016年6月13日 細部アップデート。

改定2017年6月22日 事務所所在地等アップデート。

改定2022年3月31日 ゆうちょ銀行にかかる所在地確認のため修正した。第27条を追記した。